

Title	〔最高裁民訴事例研究一四三〕 国際的裁判管轄の合意の方式 外国裁判所を専属管轄裁判所とする国際的専属的裁判管轄の合意の有効要件 船荷証券に基づく国際的専属的裁判管轄の合意が公序違反として無効とはいえないとされた事例 (最高裁昭和五〇年一一月二八日第三小法廷判決)
Sub Title	
Author	伊東, 乾(Ito, Susumu) 本田, 耕一(Honda, Koichi) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.3 (1977. 3) ,p.97- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770315-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁判民訴事例研究 一四三〕

昭和五〇(六) (最高民集二九卷
一〇号一五五四頁)

国際的裁判管轄の合意の方式

外国裁判所を専属管轄裁判所とする国際的専属的裁判管轄の合意の有効要件

船荷証券に基づく国際的専属的裁判管轄の合意が公序違反として無効とはいえないとされた事例

損害賠償請求事件(昭和五〇・一一・二八・第三小法廷判決)

昭和三二年二月二七日、日本の輸入業者訴外Aは、ブラジルの輸出業者訴外Bから、原糖二万一四七八袋を代金米貨二万四〇〇〇ドル、F・O・Bの約で買受ける契約をした。Bは、オランダのアムステルダムに本店を置き日本に営業所を持つ海運業者Y(被告・被控訴人・被上告人)と本件原糖の海上運送契約を結び、⁽¹⁾本件原糖を船積みするとともに、Yより同三年一月四日付船荷証券の交付を受け、これをAに引渡した。同三年三月一日Y所有の船は大阪港に到着したが、本件原糖は荷揚げの時に於て既に著しい海水濡れ損があり、Aは本件原糖の運送に先立ち日本損害保険会社X(原告・控訴人・上告人)と締結した積荷保険契約に基づいて、同三年七月八日、一三七万円の保険金の支払いを受けた。そこで、AのYに対する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権を代位取得したXは、Yに対しての損害賠償を求め、Yの営業所所在地を管轄する神戸地方裁判所に提訴した。ところが、本件船荷証券の裏面には、「この運送契約に基づく一切の訴訟は、アムステルダム裁判所に提起されるべきものとする。他国の裁判所は、他のどんな訴訟に関

しても管轄権を有しないものとする。ただし運送人が他の裁判所に提起し、また自発的に他の裁判所に服した時は、この限りでない。旨の英文の記載が存し、Yは本案前の抗弁として神戸地裁に裁判権がない旨主張した。

第一・二審は、本件船荷証券の発行交付によつて国際的専属的裁判管轄の合意が有効に成立したとしてXの訴を却下した。そこでXは、①原審が国際的裁判管轄の合意には書面を要しないとす点、民法二五二条二項ないしはその法意を誤解している、②外国裁判所を専属管轄裁判所とする合意は有効要件として当該外国裁判所の判決がわが国で承認されることを要するところ、原審はこの点の判断を欠く、③原審は船荷証券統一条約・国際海運法に照らしても、本件合意が無効でないとするが、これは右条約・法律を誤解している、として上告した。最高裁は次の通り判示してXの上告を棄却した。①について「国際民法上の管轄の合意の方式については成文法規が存在しないので民法の規定の趣旨をも参酌しつつ条理に従つてこれを決すべきであるところ、同条(民法二五二条・筆者注)の法意が当事者の意思の明確を期するためのものにはかならず、また諸外国の立法例は、裁判管轄の合意の方式として必ずしも書面によることを要求せず、船荷証券に荷送人の署名を必要としないものが多いこと、及び迅速を要する渉外的取引の安全を顧慮するときは、国際的裁判管轄の合意の方式としては、少なくとも当事者の一方が作成した書面に特定国の裁判所が明示的に指定されていて、当事者間における合意の存在と内容が明白であれば足りる。」

②について「国際的専属的裁判管轄の合意は、(1)当該事件がわが国の裁

判権に専属的に服するものではなく、(甲)指定された外国の裁判所がその外国法上、当該事件につき管轄権を有すること、の二個の要件をみたす限り、わが国の国際民訴法上、原則として有効である。」前記(甲)の要件を必要とする趣旨は、かりに、当該外国の裁判所が当該事件について管轄権を有せず、当該事件を受理しないとすれば、当事者は管轄の合意の目的を遂げることができないのみではなく、いずれの裁判所においても裁判を受ける機会を喪失する結果となるがゆえにはかならないのであるから、当該外国裁判所がその国の法律のもとにおいて、当該事件につき管轄権を有するときは、右(甲)の要件は充足されたものといふべきであり、当該外国法が国際的専属的裁判管轄の合意を必ずしも有効と認めることを要するものではない。」「外国判決により当該外国において強制執行をすることは一般的に可能であり、相互保証が存在しないためわが国における右外国判決による強制執行が不能であるとしても、前記(甲)の要件を欠く場合とは異なり、権利の実現が全く閉ざされることとなるものではなく、管轄の合意は本来判決手続についてされるものであるが、当事者は、その合意を本末判決手続についてされるものであるが、当事者を考慮しうるし、また、この強制執行のため費用等の負担の増大をきたすことがあるが、かかる負担の増大は、管轄の合意に伴う附随的結果にはかならない。したがって、わが国の裁判権を排除する管轄の合意を有効と認めるためには、当該外国判決の承認の要件としての相互保証をも要件とする必要はない。」

③について、「被告の普通裁判籍を管轄する裁判所を第一審の専属的裁判管轄と定める国際的専属的裁判管轄の合意は、『原告は被告の法廷に従ふ』との普遍的な原理と、被告が国際的航海業者である場合には涉外的取引から生ずる紛争につき特定の国の裁判所にのみ管轄の限定をはからうとするのも経営政策として保護するに足りるものであることを考慮

するときは、右管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等の場合は格別、原則として有効と認めるべきである。」

結論に疑問。

一 周知の通り、わが国には国際的裁判管轄に関する直接の成文規定は存在しない。そこで従来、涉外事件についてのわが国の裁判権の有無の判断は、民訴法の土地管轄に関する規定から推知することによつてなされて⁽²⁾いる。すなわち、当該事件に民訴法の規定を適用して、裁判籍が国内に認められれば、論理上、その前提として、当該事件についての裁判権がわが国にあると認められる。従つて本件のような場合、その営業所所在地である神戸に普通裁判籍(民訴法四条三項)が認められ、また義務履行地・不法行為地である大阪に特別裁判籍(民訴法五条・一五条一項)が認められることから、わが国に裁判権があるとされるのが通常である。しかし、本件においては、わが国の裁判権を排除し外国裁判所を専属管轄裁判所とする旨の管轄約款が存したわけである。かかる管轄の合意が為し得ることについては、民訴法七八六条・七八七条がわが国の裁判所の関与を排除する仲裁契約を認め、また民訴法二五条が管轄の合意を認めることを根拠に、判例・学説ともに争いが⁽³⁾ない。本件においては、かかる合意の方式・有効要件が問題となつており、また本件管轄の合意が約款による合意であるため、その効力が問題となつている。

二 わが国の裁判権を対象とする国際的裁判管轄の合意の方式についての準拠法は何か。またその準拠法はいかなる方式を定めるか。

本判決は準拠法がわが国の国際民訴訟法であることを前提として、学説には、訴訟法上の合意であつても合意自体は先決問題として契約準拠法によるべきとする立場もあるが、⁽⁴⁾それでは準拠法の異なるのに応じて同一方式の合意の効力が区々になり国際的取引の安全を害する。むしろ問題がわが国の国際民訴訟法上の問題であるから、本判決が前提にしているように、わが国の国際民訴訟法によるべきであらう。⁽⁵⁾然るに、わが国にはこの点についての成文規定が存しない。方式については民訴訟法の規定（二五条二項）に従うべきであらうか。本判決は「当事者の一方が作成した書面に特定国の裁判所が明示的に指定されていて、当事者における合意の存在と内容が明白であれば足りる」とし、民訴訟法二五条二項に従わないことを明らかにした。民訴訟法二五条二項は管轄の合意は「書面ヲ以テ」為されねばならないと規定するが、これは合意内容とこれに対する両当事者の合意意思が書面に示されることを要求するものと解せられる。従つて民訴訟法二五条の方式と本判決の方式との顯著な差異は、前者が両当事者の合意意思が書面に示されることを要求する反面、後者がこれを不要とする点にある。民訴訟法二五条の趣旨は、管轄の合意が当事者に重大な利害を与えるため当事者の軽率を防止し、また当事者の意思の明確を期して合意管轄に関する紛争を回避することにある。管轄の合意が当事者に重大な利害を与えることは国際的レベルにおいては一層著しいし、また合意管轄に関する紛争を極力回避して権利保護の迅速をはかる要請があることは、国際事件についても同様である。しかし、これらの要請にもかかわらず、本判決は両当

事者の合意意思が書面に示されることを不要とする。本判決は当事者の意思を尊重するのであらう。眞実合意があるにもかかわらず、合意意思が書面に示されなかつた為に無効とされるのは当事者にはなほだ酷である。しかし本判決が他方において指定裁判所を明記した書面を要求するのは一貫した態度といえない。裁判所の明確な指定は管轄の合意の重要な要素ではあるけれども、かかる書面の要求は合意の存在を明確にする機能はもちえないし、当事者の負担となるだけではなからうか。国内民訴訟法上の管轄の合意についてはあるが、英米独仏においては当事者の意思を尊重して何らの方式も課していない。国際的裁判管轄の合意には無方式を採用してもよかつたであらう。但し一九六四年「裁判所の選択に関する条約」四条は本判決と同様の方式を採用している。

三 わが国の裁判権を排除する合意の有効要件は何であらうか。本判決は、有効要件として「(イ)当該事件がわが国の裁判権に専属的に服するものではなく、(ロ)指定された外国裁判所がその外国法上、当該事件につき管轄権を有すること」の二個の要件を挙げている。従来の判例・通説は、⁽⁶⁾本判決と同様の立場を採るが、少数説は⁽⁷⁾これらの要件に加えて、指定外国裁判所の判決がわが国で承認・執行され得ること（民訴二〇〇条四号）を挙げている。しかし、当該外国判決がわが国で承認・執行されなくとも原告の権利は満足されるのが通常で、当該外国判決がわが国で承認されない限りわが国の裁判権を排除する管轄の合意をすべて無効と取扱うのは不当である。当該外国に被告の財産がなく、当該外国判決がいずれの国においても承

認・執行され得ない為に原告の権利が事実上満足され得ない結果が生じたとしても、当事者が意思に基づいて当該外国裁判所の管轄に服することにした以上、已むを得ないことである。本判決の立場は妥当である。

四 以上は管轄の合意か当事者の意思に基づくことを前提にしてきた。しかし本件の合意は約款による擬制された合意である。管轄の合意は当事者に重大な利害を与え、ときには事実上の権利放棄にすらなり得る。それ故に、民訴法二五条は当事者の意思の確実を期して重い方式を課していたし、また本判決では方式が緩和されたものの、それは当事者の意思を尊重したためであつた。このことは合意を擬制する普通契約款論の存立基盤とは本質的に馴染みにくい。

前述の一九六四年「裁判所の選択に関する条約」四条も、一項では承諾は無方式でよいとしながら、三項では「裁判所の選択の合意は、それが経済的実力その他の不正の手段によつて得られたものであるときは、有効でない」と規定し、附合契約に対して警告するとともに、たとえ真実合意があつた場合にも無効とすべきことを明記する。約款による管轄の合意は、仮に合意の存在を法律上、一応認めたにしても、両当事者の各々の利益を衡量して導びかれた合理に過ぎない限り、たとえ約款作成者のための利益を考慮した合理に適しても、公序良俗に反するものとして無効とすべきである。

本判決は、本件管轄約款が「はなはだしく不合理で公序法に違反する」場合にはあたらなないとして、本件約款による管轄の合意を有効と認めた。その主要な根拠は、本件約款の指定する裁判所が被告

の本店所在地を管轄するオランダの裁判所であり、オランダでの訴訟は「原告は被告の法廷に従う」というローマ法以来の公平原理に適していることにある。これは本件管轄約款の存在と合して、本件にオランダの排他的裁判権を認める根拠となり得る。しかし「原告は被告の法廷に従う」という原理は、被告の利益を考慮した公平原理であり、またオランダ以外の地での訴訟を絶対に認めないという趣旨まで含むものではないから、このことだけから、本件にオランダの排他的裁判権を認めるのは片手落ちであろう。そこで、逆に、本件にわが国の裁判権をも認める根拠を挙げてみると、①本来わが国には義務履行地・不法行為地の裁判権が認められ(民訴法五条・一五条一項)、わが国には本件損害の原因・態様・教額等の立証の為の証拠が存し、わが国での訴訟は両当事者の立証を迅速容易にすること、②本件の原因となつた航路は南米—南アフリカ—東南アジア—日本を継続往復する第三国間航路で、当該航路についての業務は被告営業所が直接取り扱つており、本件と被告本店との関係は希薄で、実質的に本件についての「被告の法廷(普通裁判権)は被告営業所を管轄する裁判所であるとも解せられ、そうでないとしても、被告営業所を管轄するわが国の裁判所は本件について、本来、裁判権を有する(民訴法九条・四条三項)こと、が挙げられる。これら双方からみると、本件は客観的にはわが国に専属し、また主観的にも本件とわが国との関係はオランダとの関係に劣るものとは思われない。わが国での訴訟は本件の実質にも適し、被告に負担を強いるものでない反面、オランダでの訴訟は原告に重い負担を課すことになる。従つてこの

ような事情の下では、オランダの裁判所を専属管轄裁判所とする合意は、真実合意がある場合はともかく、法律上一応擬制されたにすぎない場合には、公序に反するものとして無効とすべきであろう。仮に裁判所が公序に反しないと判断し本件約款による合意を有効と認めたとしても、本件のような事情のもとでは、裁判権のない旨の被告の抗弁は、妨訴抗弁権の濫用として、その法律効果を否定すべきであると思われる。

〔附記〕本件については、久保田（ジュリ・二九五号八九頁・賛成）・谷川（ジュリ・三五〇号一三四頁・賛成）・平塚（ジュリ・四八二号二一六頁・賛成）・溜池（別冊ジュリ一五号・海事判例百選二〇二頁）・藤田（判タ・一四四号三八頁・反対）・川上（判タ・二五六号二九頁・反対）・矢吹（判タ・三三三号一一七頁・反対）諸氏の判例評釈がある。

(1) 売買契約に付随して売主に運送契約をなすことを委託したものである。上坂西三・新訂貿易実務六五頁参照。

(2) 兼子・体系六六頁、江川「国際私法における裁判管轄権」・法協・六〇巻三号三七三頁。

(3) 大判大正五年一〇月二八日・民録二輯一九一六頁、兼子・前掲・六七頁、江川・前掲・三九一頁。

(4) 谷川・前掲・一三八頁。

(5) 同旨、溜池・前掲・二〇三頁、平塚・前掲・二二七頁、池原Ⅱ平塚「涉外事件における裁判管轄権」・実務民訴講座六卷二三三頁。

(6) 前掲大判大正五年一〇月一八日、兼子・前掲・九〇頁、三カ月・民訴法・二五四頁、江川・前掲三九二頁。

(7) 菊井Ⅱ村松・民訴法一八六頁、矢吹・前掲・一二〇頁。

伊東乾・本田耕一